

# 浄化槽は正しく使いましょう!



## 浄化槽に関する問い合わせは

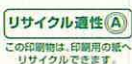
中 区 まちづくり推進課 TEL.053-457-2778	北 区 まちづくり推進課 TEL.053-523-3120
東 区 区 民 生 活 課 TEL.053-424-0164	浜北区 まちづくり推進課 TEL.053-585-1115
西 区 まちづくり推進課 TEL.053-597-1150	天竜区 まちづくり推進課 TEL.053-922-0022
南 区 区 民 生 活 課 TEL.053-425-1382	

## 浜松市上下水道部 お客さまサービス課

〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13-1

Tel 053-474-7915 Fax 053-474-8009

E-mail:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp HP:http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp



地球の環境を守るため、植物油インキを使用しております。

平成27年7月作成

# 浄化槽の点検・清掃・検査は 法律で義務付けられています

## ● ● ● 保守点検を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

### 〈実施するには〉

市の登録を受けた保守点検業者へ  
依頼してください。

保守点検業者に関するお問い合わせ  
裏面お問い合わせ先または  
静岡県浄化槽協会 西遠支部  
TEL.053-414-1800



### 〈保守点検とは〉

モーターなどの点検、  
浄化槽の機能検査、  
汚泥の調整、  
消毒薬の点検補給

〈罰則〉 浄化槽の保守点検を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

## ● ● ● 清掃を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

### 〈実施するには〉

各地域を担当する  
浄化槽清掃業者へ  
依頼してください。  
不明な場合は裏面  
お問い合わせ先まで。



### 〈清掃とは〉

浄化槽内に溜まった  
汚泥・スカムなどを  
引き抜き、槽内を  
きれいにします。

年1回以上実施して  
ください。

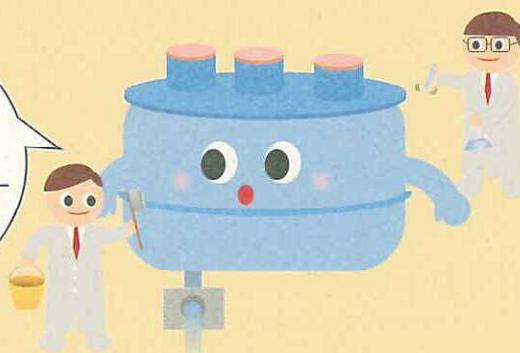
〈罰則〉 浄化槽の清掃を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

## ● ● ● 法定検査を受けましょう ● ● ●

(浄化槽法第7条・11条)

### 〈実施するには〉

県知事が指定した  
検査機関へ依頼してください。  
(一財)静岡県生活科学検査センター  
西部支所(浜松)  
TEL.053-540-1365



### 〈法定検査とは〉

公的機関による  
水質に関する検査

初回(7条)検査  
使い始めてから  
4~8ヶ月の間  
2回目以降(11条検査)  
年1回

〈罰則〉 浄化槽の法定検査が実施されていない場合、30万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第66条の2)